

鳥取県告示第659号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年11月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年9月30日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成20年9月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人おりもんや
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
小前 澄子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取県米子市加茂町一丁目17
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人に対して、それぞれ個人の尊厳を保持しつつ、その能力及び適正に応じた福祉支援事業を行い、個々の可能性を引きだし、障がいのある人の自立と自己実現に寄与することを目的とする。